毒物劇物取扱責任者変更届(製造業・輸入業)

毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類は次のとおり。

- ①毒物劇物取扱責任者変更届(毒物及び劇物取締法施行規則別記第9号様式)
- ②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③毒物劇物取扱責任者の診断書
- ④毒物劇物取扱責任者の誓約書
- ⑤使用関係証書又は雇用契約書の写し
- これらの書類は省略できる場合があります。

(提出部数)

1部

毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点は次のとおり。

- (1)業務の種別欄には、毒物劇物製造業若しくは毒物劇物輸入業の別を記入すること。
- (2) 登録番号及び登録年月日は、登録票を確認のうえ、正確に記載すること。
- (3) 毒物劇物取扱責任者の住所は、現住所を記入すること。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。
 - ①法第8条第1項第1号 … 薬剤師
 - ②法第8条第1項第2号・・・・・・応用化学等の卒業者
 - ③法第8条第1項第3号・・・・・・知事の行う試験の合格者

その他の添付書類の留意点

- (1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
 - (ア) 法第8条第1項第1号に該当する者にあっては、薬剤師免許証の写し(原本持参)
 - (イ) 法第8条第1項第2号に該当する者にあっては、次の区分により卒業証明書、卒業証書の写し(原本持参)又は単位修得証明書(単位習得及び卒業が確認できるもの)
 - (a) 高等学校において化学に関する科目を30単位以上修得した者。
 - →卒業証明書又は卒業証書(原本持参)及び単位修得証明書
 - (b) 高等専門学校において工業化学科を修了した者。
 - →卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
 - (c) 大学の薬学部、理学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等、農学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科等、工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科等の課程を修了した者→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
 - (d)上記c)以外で授業課目の必須課目のうち、化学に関する授業課目が単位数において50%

を超えるか、又は28単位以上修得した者。

- →卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書
- (e) 上記に該当する大学院を修了した者。
 - →卒業証明書又は卒業証書の写し (原本持参)
- (ウ) 法第8条第1項第3号に該当する者にあっては、合格証の写し(原本持参)

上記イ)(d)に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は 卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

(2)診断書

- (ア)「精神機能の障がいに明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」 ことが診断されていること。
- (イ) 発行後3ヶ月以内のものであること。
- (ウ) 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。
- (3) 毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。

- (4) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書又は雇用契約書の写し
 - (ア) 雇用契約書の写し等には次に掲げる項目が記載されていること。
 - ①勤務時間 ②休日 ③他の場所で他の業務に従事しない旨
 - (イ) 雇用主及び責任者両名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

- 1. 勤務時間 ……
- 2. 休日
- 3. 他の場所で他の業務に従事しない。」